***日本障害フォーラム地方集会***

**ＳＤＦ**

***埼玉障害フォーラム拡大学習会***

C:\Program Files (x86)\Microsoft Office\MEDIA\CAGCAT10\j0251301.wmfパラレルレポートを学ぼう！

～障害者権利条約を暮らしに生かすために～

とき　　2018年11月16日（金）13:30～16:00（13:00～受付）

会場　　埼玉県障害者交流センター　ホール

（さいたま市浦和区大原3-10-1）

資料代　５００円　　＊どなたでも参加できます．手話通訳あります

**＜内容＞**

**＊「私の暮らしと権利条約　～障害のある人たちの暮らしから見えること，期待すること～」**

**障害のある人たち（知的障害の人，腎臓病の人）及び**

**障害のある人を雇用している立場から（予定）**

**＊基調講演　「障害者権利条約を暮らしに生かすために（仮）」**

**阿部　一彦　氏（日本障害フォーラム代表・日本身体障害団体連合会会長）**

**佐藤　久夫　氏（日本障害者協議会理事・日本社会事業大学名誉教授）**

日本政府は，2014年１月20日に「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を批准し，２月19日に発効しました．政府は，２年以内に条約の履行状況を国連障害者権利委員会に報告することになっており，2016年６月に提出されています．政府による報告だけでなく，民間の障害者団体がパラレルレポートを提出することができ，より障害のある人たちのおかれている実態を伝えることができます．現在，日本障害フォーラム（ＪＤＦ）中心にレポートを作成しているところです．パラレルレポートの作成過程や議論の内容を学びつつ，埼玉の状況を権利条約と重ね，点検する機会を持ちたいと学習会を企画しました．権利条約を「絵に描いた餅」にしないようにするのは私たちです．どなたでも参加できます．権利条約を暮らしに生かしていくために，共に学びましょう．



**主催　日本障害フォーラム（JDF）　埼玉障害フォーラム（SDF）**

＜お申込み・お問い合わせ＞

埼玉障害フォーラム事務局（埼玉県障害者協議会内）

TEL:０４８（８２５）０７０７　 FAX:０４８（８２５）３０７０

埼玉障害フォーラム（ＳＤＦ）拡大学習会

2018年11月16日（金）13:30～16:00

**……………… 参　加　申　込　書 ……………**

事業所

団体名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| お名前 | | お名前 | |
| １ |  | **11** |  |
| ２ |  | **12** |  |
| ３ |  | **13** |  |
| ４ |  | **14** |  |
| ５ |  | **15** |  |
| ６ |  | **16** |  |
| ７ |  | **17** |  |
| ８ |  | **18** |  |
| ９ |  | **19** |  |
| 10 |  | **20** |  |

●障害による必要な配慮　　手話（　　　人），点字資料（　　　人），車いす（　　　人）

　　　　　　　　　　　　　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

●申込み締切　　１１月１０日（土）（準備の都合上，事前にお申し込みください）

＊各団体窓口＊FAX送付先：ＳＤＦ事務局（埼玉県障害者協議会）

**０４８－８２５－３０７０**